

会 議 結 果 報 告 書

令和4年1月20日

会議の名称	第42回志木市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
開催日時	令和4年1月20日(木)
開催場所	第3庁舎 庁議室
出席者	市長 香川 武文 副市長 櫻井 正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎 誠一 総務部長 川幡 浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上 孝浩 子ども・健康部長 大熊 克之 都市整備部長 中森 福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 豊島 俊二 議会事務局長 大河内 充 教育政策部長 北村 竜一 防災危機管理課長 篠崎 勉 健康増進センター所長 大野 広幸 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室長 杉田 明子 秘書政策課長 外立 健一 (計18人)
欠席者	(計0人)
説明員職氏名	秘書政策課長 外立 健一 (計1人)
議 題	・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請に伴う本市の対応について
結 果	・公共施設の貸出について、埼玉県の協力要請に基づき、飲食の原則禁止等の制限を設け、貸館等実施基準を改正した。
事務局職員	秘書政策課長 外立 健一 秘書政策課主事 村山 健太

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開会

2 議事

- ・埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請に伴う本市の対応について

外立秘書政策課長より説明後、意見交換を行った。

埼玉県は、令和4年1月21日より県内に、まん延防止等重点措置等に基づく協力要請をすることとした。

主な要請内容として、県民に対しては、不要不急の県境をまたぐ移動を、極力控えることとされた。

また、飲食店に対しては、ワクチン・検査パッケージ制度の非認証店又は、適用を受けない場合、営業時間を午前5時から午後8時までとするとともに、飲酒の機会を設けないこととされた。

一方、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける場合、営業時間は午前5時から午後9時までとなり、同一グループの利用者全員のワクチン(2回以上)接種歴又は検査結果の陰性を確認できれば、午前11時から午後8時30分まで酒類の提供が可能となり、人数上限はない。確認できない場合は、飲酒の機会を設けないこととされ、人数上限は、同一グループ、同一テーブルで4人以内となる。

本市では、埼玉県のまん延防止等重点措置等に基づく協力要請を受け、市内公共施設の開館及びイベントの実施等について、次のとおり要請内容を反映し、貸館等実施基準の改正を行う。

(1) 公共施設：感染防止対策を講じながら開館すること

- ・窓のない部屋についても、空調をつけ、出入口を開放したまま使用することを条件に貸し出しをする。
- ・飲食は原則禁止とする。
- ・大声を発するなどの利用は定員の半分とする。
- ・カラオケ設備の使用は禁止とする。
- ・公園等に看板の設置（バーベキュー等飲食の自粛）

(2) イベント：徹底した感染防止対策を講じながら開催の可否を決定すること
(三密が避けられない、又は感染防止対策が取れないイベントは中止や延期とするなど、各イベントごとに判断すること)

(3) 職員に対する周知

- ・飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証店を利用すること。
- ・ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける認証店を除き、同一グループ、同一テーブルで5人以上の会食を控えること。
- ・不要不急の県境をまたぐ移動を、極力控えること。
- ・混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛すること。
- ・外出・移動の際には、可能な限りの感染防止対策を講じた上、目的とする場所以外に立ち寄ることなく直行・直帰を徹底すること。
- ・同居家族以外とのホームパーティを控えること。
- ・買い物は、できる限り一人で行くこと。

(本部長)

酒類提供の条件を満たしている店において、酒類の提供は、午後8時30分までだが、飲酒する時間の制限はないのか。

(事務局)

午前11時から午後8時30分までの間であれば、飲酒する時間の制限はない。

また、現状、志木市におけるワクチン・検査パッケージ制度の登録店は12店となっている。しかし、登録を受けていない店舗においても、2月13日までに申請をすれば、登録したものとみなすとされている。

(本部長)

補足をすると、埼玉県では、感染に不安があれば、民間店舗等で、PCRの簡易検査を無料で受けることができる。

(本部員)

PCR の検査キットが不足している店舗もあるようだが現状はどうなのか。

(本部員)

近隣で県の PCR 検査等無料化事業を実施しているウェルシア野火止店では、1 日 10 人から 20 人の検査を行えている。

(本部員)

今後も自宅療養者の増加が見込まれているが、引き続き自宅療養者への食料等の配布の支援が継続できるのか。

(本部員)

今後についても、自宅療養者への食料等の配布を継続していく。

(本部員)

市内の学校は、まん延防止等重点措置等の要請を受け、どのように対応していくのか。

(本部員)

埼玉県の要請を受け、部活動に関しては、活動を週 4 日以内にするとともに、土日の活動、対外試合の禁止を決定した。

(本部員)

感染者が発生した際の濃厚接触者の特定は、学校が行うのか。

(本部員)

濃厚接触者の特定は、厚生労働省の基準に則して、学校が行う。

(本部員)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査を受けるためには、事業者等の特定だけでは、条件を満たさないため、保健所に報告する必要がある。

(本部員)

学級閉鎖の基準は、緊急事態宣言時と基準は同じで、同じクラスに感染者が 2

名以上もしくは、感染者1名に加えて濃厚接触者が複数いることである。

また、学級閉鎖が複数発生した場合は、学年閉鎖になり、学年閉鎖が複数発生した場合は、学校閉鎖になる。

(本部員)

学級閉鎖の基準は、保護者には、開示しているのか。

(本部員)

保護者には、開示している。

(本部員)

また、修学旅行について、市内の全小学校が実施している一方、中学校は、志木中学校以外、未実施であり、今後検討していく。

(本部員)

保育園はどのように対応するのか。

(本部員)

現状では、保護者へ家庭保育の協力要請はしないが、今後、感染拡大の状況を見て、検討していく。

(本部員)

市職員が感染した場合の、濃厚接触者の特定や管理を行う体制を整備していく必要がある。

(本部員)

市職員の感染者も増えることを想定し、管理体制を整備する。

3 閉会